

令和元年第 2 回

長万部町議会定例会会議録

令和元年 6 月 1 3 日 開会

令和元年 6 月 1 8 日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和元年 6月13日（木曜日）第1号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出 席 議 員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○会議録署名議員の指名	-----	3 頁
○会期の決定	-----	3 頁
○町長行政報告	-----	3 頁
○承認第1号 専決処分の承認について (令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）)	-----	10 頁
○議案第1号 長万部町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例	-----	11 頁
○議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	-----	12 頁
○議案第3号 長万部町介護保険条例の一部を改正する条例	-----	13 頁
○議案第4号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例	-----	14 頁
○議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	-----	15 頁
○議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	-----	16 頁
○議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	-----	17 頁
○議案第8号 辺地総合整備計画の策定について	-----	17 頁
○議案第9号 工事請負契約の締結について	-----	18 頁
○議案第10号 財産の取得について	-----	19 頁
○議案第11号 令和元年度長万部町一般会計補正予算（第2号）	-----	21 頁

○休会の決定	-----	24頁
○散会宣告	-----	24頁

令和元年第2回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和元年 6月13日（木）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和元年 6月13日（木） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	村川	毅	6番	橋本	收司
2番	辻	紀樹	7番	高森	功治
3番	高橋	克英	8番	北川	佳嗣
4番	大谷	敏弥	9番	柏倉	恵里子
5番	長崎	厚	10番	辻	義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木幡 正志	水道ガス課長	中里 博也
副町長	佐藤 英代	出納室長	小川 洋
総務課長	本前 武広	消防長	中田 義之
まちづくり推進課長	加藤 慶一	病院事務長	田辺 知行
新幹線推進課長	岸上 尚生	教育長	近藤 英隆
税務課長	中山 裕幸	教育次長	岡野 喜美雄
町民課長	佐藤 剛	教育委員会事務局参事	佐藤 修
保健福祉課長	岡部 忠	選挙管理委員会事務局書記長	本前 武広
健康推進室長	野澤 明子	監査事務局長	豊嶋 慎一
産業振興課長	對馬 政宏	農業委員会事務局長	對馬 政宏
建設課長	神野 隆之		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	豊嶋 慎一
議事係長	増田 理恵
議事係	工藤 大智

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町長行政報告
日程第4	承認第1号	専決処分の承認について (令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号))
日程第5	議案第1号	長万部町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
日程第6	議案第2号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第3号	長万部町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第4号	長万部町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第5号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第10	議案第6号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第11	議案第7号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第12	議案第8号	辺地総合整備計画の策定について
日程第13	議案第9号	工事請負契約の締結について
日程第14	議案第10号	財産の取得について
日程第15	議案第11号	令和元年度長万部町一般会計補正予算(第2号)

◎開会・開議宣告・議事日程

１０時００分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は１０名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第２回長万部町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。

監査委員から４月分の出納検査報告書が提出されましたのでお手元に配付いたしました。

次に、閉会中に議長において議員の派遣を決定しましたので報告いたします。決定した議員の派遣は、全国町村議会議長会主催の議長副議長研修会であります。また、議員派遣結果報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長その他執行機関およびそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において２番辻紀樹議員、８番北川議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から６月１８日までの６日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から６月１８日までの６日間に決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（辻義雄） 日程第３、町長より行政報告がありますのでこれを許します。

木幡町長。

〔町長(木幡正志)登壇〕

○町長(木幡正志) 第2回町議会定例会にあたり行政報告を申し上げます。

はじめに、平成30年度各会計の出納閉鎖による決算見込みについて申し上げます。一般会計は、1億2,080万1,000円の繰越となりました。歳入は、予算に対して1,547万1,000円の増で、町税が予算に対し2,023万7,000円の増となり、歳出の不用額は1億533万円です。

後期高齢者医療特別会計は、94万9,000円の繰越となりました。

国民健康保険特別会計は、5,476万8,000円の赤字となりました。平成30年度の赤字は、令和元年度の歳入を繰り上げて補填することとなるために、5月31日付で令和元年度補正予算を専決処分いたしました。

介護保険特別会計は、3,482万8,000円の繰越となりました。繰越となった主な要因は、介護保険給付費などの減によるものであります。なお、介護保険給付費に係る交付金等は、給付費の割合で交付されるもので、翌年度に精算されることから、精算額が確定次第議会へ補正予算を提案いたします。

公共下水道事業特別会計は、経費の節減に努める中、各支出科目の不用額の発生等により700万2,000円の繰越となりました。

ガス事業会計は、暖冬等の影響により年間ガス販売量が前年度対比1万4,000立方メートル減の21万立方メートルとなり、ガス売上は182万7,000円の減収となりました。事業収支では、経費の節減に努めましたが、原料費の高騰により費用が増となったことから102万6,000円の当年度純損失となっております。この当年度純損失を前年度繰越欠損金3億8,979万4,000円に加えますと、当年度未処理欠損金は3億9,082万円となります。

水道事業会計は、年間給水量が前年度対比1万1,000立方メートル減の59万立方メートルとなり、給水収益は112万3,000円の減収となりました。事業収支では、経費の節減等により1,706万6,000円の当年度純利益となり、当年度繰越欠損金はありませんでしたので、当年度未処分利益剰余金は1,706万6,000円となります。

病院事業会計は、前年度に比較し、入院患者数は9.7%の増加となりましたが、入院収益では80万6,000円の減収、外来患者数は4.4%の減収で、外来収益では526万3,000円の減収となりました。支出では、前年度に比べ医業費用が1,197万3,000円の増加、医業外費用は308万7,000円の減少となっております。事業収支では、一般会計から3億1,000万円の補助を繰入れたものの、期末決算では3,216万8,000円の当年度純損失となり、この当年度純損失を前年度繰越欠損金3億8,277万8,000円に加えますと、当年度未処理欠損金は4億1,494万6,000円となります。なお、各会計の詳細については決算上程の際に関係資料を提出いたします。

次に、ふるさと納税について申し上げます。長万部町まちづくり基金条例による、ふるさと納税の平成30年度の寄付状況は、寄付金に対する返礼品金額の割合を5割から3割に変更した影響等により、4,132件、5,995万8,000円となり、前年度と比べ4,021件、4,616万5,324円の減となりました。また、平成30年度では、まちづくり基金を取り崩し各目的別事業の財源として、合計1億300万8,156円を充当し、年度末現在の残高は1億5,307万5,

137円となっております。今後は返礼品の登録品数を増やすとともに特産品の全国PRを図りながら、更なるふるさと納税による寄付の拡大を目指してまいります。

次に、東京理科大学関係について申し上げます。本町と大学との地方創生連携事業である再生可能エネルギーを活用した先進的アグリビジネスプロジェクトにつきましては、本年3月末に国から地方創生推進交付金事業として無事採択され、本年度は事業計画の最終年度として、収支の黒字化なども含め自立経営を目指しているところであります。

植物工場では、1棟目のハウスで3作目の収穫が始められており、糖度も高く収量も多く順調で、2棟目は2作目の定植が終わり順調に生育しております。また、本年3月末から4月にかけて、町内の福祉施設、学校給食、役場ロビーや東京理科大学長万部キャンパスなどで、エンリッチ・ミニトマトの試食と、トマトジュースの試飲によりPR活動も実施され、5月の町民花見会では、参加者にミニトマトが配られるなど、町民のみなさんにも広く認知されてきたと感じているところであります。また、町内では長万部観光協会のほか、コンビニエンスストアでも販売が開始され、町内でも購入しやすくなり評判も高く、好調な売れ行きが続いております。

5月には東京で開催された、ふるさと納税ウェブサイト運営会社「ルクサ」主催のファン向けイベントおよびふるさと納税未体験者を対象としたPRイベントでも、長万部産エンリッチ・ミニトマトとジュースの試食・試飲での評判は高く、参加者のみなさんが甘さとうま味に感動されていたということであり、長万部産の高糖度トマトとして、更なる認知度向上に向け、取り組まれているところであります。

販売先につきましては、東京銀座の長万部酒場でもこのミニトマトを使用したメニューが採用されており、道内では蘭越町道の駅や温泉施設での販売も開始され、現在、輸送コストの安価な道内での販路確保を中心に順調に進められております。また、ウェブサイトでの販売準備も進められているところであり、販売先も徐々に多方面で確保されてきている状況となっております。今後は、ハウスでの生産システムの改良により収量の安定的確保に取り組みながら、経費の削減などに努めるとともに、販路の確保・拡大につなげるブランディング・プロモーション、マーケティングにより、地方創生事業の最終年度として、引き続き本事業の成功に向け、理科大と連携し取り組んでまいります。

次に、北海道新幹線工事関係について申し上げます。現在、町内では3本のトンネル工事が行われており、5月31日現在で、掘削中の立岩トンネルのルコツ工区では、本坑5,000メートルのうち493.6メートルが、また、内浦トンネルの静狩工区は本坑5,570メートルのうち231.5メートルが掘削されたところであり、立岩トンネルの豊津工区についても、今年度秋からの掘削開始を目標に準備が進められているところであります。また、新幹線の地上部である明かり区間につきましては、現在、一部の区間で測量調査が行われており、新幹線と交差する道路や河川などの付替工事の協議を進めているところであります。

次に、地域連携会議、はしっこ同盟の取組について申し上げます。長万部まちづくりアクションプランに基づく地域連携の取組として、本町と黒松内町・豊浦町の3町連携会議「はしっこ同盟」について、4月12日に役場にそれぞれの町長が出席のうえ、協定を締結いたしました。3町は歴史的に、また現在も繋がりがあるものの、振興局が異なるため各町の行政情報が入りにくく、観光・交通・物流での連携が進んでいない実情があることから、本町の呼びかけにより連携会議を新たに設置するものであります。今後、毛がにまつりをはじめとする各町の産業まつりや、観光商品の

開発、物販の協力などにより人的交流を深め、11年後の新幹線開業を見据えた地域連携の可能性・方向性の検討を行っているところであります。

次に、まちづくり推進会議について申し上げます。まちづくり推進会議につきましては、第2回目のまちづくり推進会議を3月28日に開催し、都市計画マスタープランの改正作業に伴うまちづくりの方向性、町道本町通整備の方向性の検討を、また、同日、地方創生部会において地方創生総合戦略の取組状況の報告をしたところであります。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。地域おこし協力隊につきましては、平成28年度に観光分野等の支援員として3名を採用し、町の様々なイベントも積極的に参加いただいてまいりましたが、平成31年3月末で3年間の任期が満了となり、そのまま長万部に定住するなど一定の成果があったところであり、現在は、農業分野の支援員として平成30年度から1名に活動いただいているところであります。

次に、ふるさと納税データ処理ミス関係について申し上げます。昨年、長万部町にふるさと納税をした寄附者のうち、確定申告が不要となる「ワンストップ特例制度」を利用した515自治体の1,338名について、税額控除に必要なデータを寄附者の居住自治体に送信していなかった処理ミスが判明いたしました。経過としては、1月24日に税務課において国税連携システムを使い各自治体へ送信する操作を行いましたが、操作方法を誤って解釈していたため送信ができていなかったのに気づかず、3月20日に判明したものであります。その後3月20日のうちに全自治体にデータを送信するとともに電話連絡をし、お詫びの書面を送付いたしました。この結果、大半の自治体では、当初の住民税課税に問題がなかったことが確認できましたが、1都4県10自治体の74名については、ふるさと納税寄附金控除を受けるための確定申告をしていただく必要が生じたことから、文書・電話等でお詫びを申し上げ対応してまいりました。現在のところ確定申告についてご理解をいただいているところではありますが、寄附者の信頼を取り戻せるよう対応してまいります。今後については、業務の点検、確認を徹底して行い、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止に努めてまいります。

次に、老人福祉関係について申し上げます。高齢者や心身に重度の障害を持つ方が、社会参加や日常生活の中でタクシーを交通手段のひとつとして容易に利用できるよう、料金の一部を助成しておりますタクシーチケットは、4月8日から役場窓口で、11日には国縫・中ノ沢・双葉・静狩の各会館に出向き交付手続きを行いました。5月末までの対象件数は819件で、交付件数は707件、86.3%の交付率であります。

また、9月16日の敬老の日に合わせ、長寿のお祝いと社会貢献へのお礼をこめて、老人福祉センターを9月9日から11日までと13日から16日までの計7日間と、町内にある公衆浴場についても助成を行い9月10日から16日までの7日間を、それぞれ無料開放する予定であります。

次に、児童福祉関係について申し上げます。4月1日にさかえ保育所の入所式を行い、今年度の入所児童数は、保育定員60名に対し62名の入所となっております。一時保育事業の4月の利用状況は、3歳未満児が2名で延べ12日間、小学校低学年児童受入事業の利用は、1、2年生が6名で延べ42日間、保育所に併設している地域子育て支援センターの利用は、延べ24組で51人の親子の利用となっております。

放課後児童健全育成委託事業の学童保育所「ななかまど」は、現在、小学1年生4名、2年生4名、3年生5名、4年生1名、5年生1名、6年生2名の計17名の入所となっております。

また、子ども・子育て支援新制度の施設型幼稚園に移行した、長万部マリア幼稚園への今年度の入園児童数は、利用定員60名に対し33名の入園となっております。

次に、生活環境関係について申し上げます。平成30年度の本町のゴミ収集量は、1,996トンで、前年度と比較して2トンの増となっております。また、渡島廃棄物処理広域連合に排出した可燃ゴミの量は1,627トンで、前年度と比較し46トンほど減少いたしました。ゴミ減量化の一環としては、小型家電は役場内に、廃食用油は各会館等に無料回収ボックスを設置し、衣類については各地域等へ年2回の巡回無料回収と役場内担当窓口での随時無料回収を行っております。今後もゴミの減量には、町民一人ひとりの意識と実行が欠かせないため、ゴミの分別排出にもご協力いただくよう一層の啓発に努めてまいります。

次に、海岸漂着物対策関係について申し上げます。静狩地区・旭浜地区・長万部地区の海岸漂着物の回収、処理につきましては、補助事業を利用して実施することから、本事業に係る費用について、本定例会に補正予算を提案いたしております。

次に、農業関係について申し上げます。家畜の主たる飼料作物であります牧草は、雪どけが早かったことと好天が続いたこともあり生育は順調に経過しており、5月15日現在の作況状況では、生育は平年より早く推移しております。また、サイレージ用とうもろこしは、播種作業が平年並みに進んでいる状況となっております。

牧野事業では、足腰の強い優良な後継牛の育成や、生産コストの低減と酪農経営の安定を図るため、公共牧場の運営事業を行っておりますが、平成28年度から牛ウイルス性下痢の入牧前検査後に入牧を実施しており、牧場内での感染防止に努めております。入牧状況につきましては、町内酪農家の飼育牛は、4月22日に共立牧場へ176頭、5月7日に蕨岱牧場へ135頭を入牧しました。また、共立牧場は入牧頭数に余裕があるため、今年度も豊浦町および洞爺湖町の酪農家の飼育牛の預託を受入れ、5月17日に91頭の入牧が終了し、合計402頭が入牧しております。生乳生産量は、1月から4月まで3,210トン、乳代は2億9,478万円となり、前年に比較し22トンの減となり、乳代では207万円の減となっております。黒毛和牛の1月から4月までの販売頭数は85頭、販売金額は6,702万円となり、前年に比較し販売頭数では1頭の減となりましたが、販売金額では665万円の増となっております。

次に、林業関係について申し上げます。森林環境保全整備事業の環境林整備事業で実施する共立地区の地拵・植栽事業3ヘクタールは、4月26日に着工し、5月27日に完成しております。

緑化推進では、今年度も引き続きNPO法人長万部町緑と樹を愛する会からエゾヤマザクラの苗木100本の寄贈があり、4月29日に同法人主催の植樹祭で、町民約150人の参加のもと富野地区の町有地に植樹が行われました。

次に、有害鳥獣駆除対策について申し上げます。有害鳥獣駆除対策では、長万部町鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、関係機関と連携を図りながら、効果的な被害防止対策を実施しております。また、ヒグマや近年個体数が急増しているエゾシカが、林業や農業へ被害をもたらしていることから、総合的に対処するため今年度も引き続き鳥獣被害防止対策事業を同協議会に委託し、ハンターによる巡回の徹底や有害鳥獣駆除業務を実施し、被害防止対策の強化を図っております。

また、近年北海道で生息域を急激に広げているアライグマなど特定外来生物の防除についても、法律に基づく特定外来生物防除実施計画を作成し、今年度から捕獲ができる体制としております。今後も関係機関と連携を図り、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき、人畜被害を

防止するため適切な処置を実施してまいります。

次に、漁業関係について申し上げます。基幹産業である平成30年度のホタテ貝養殖漁業生産量は1万2,404トンとなり、前年度に比較し2,382トンの増で、生産額では36億7,007万円となり、前年度と比較し6億7,598万円の増となっております。増加の主な要因としては、前年度は成育不良や自然災害により養殖施設が被害を受け生産量が低迷しておりましたが、平成30年度についてはその様な被害が比較的少なく、一時的に生産回復したものであると思われます。また、EU向けホタテ貝出荷は140トン、生産額は4,833万円となっております。

渡島北部地区水産技術改良普及指導所が、本年2月に長万部町海域のホタテ稚貝の生育等を調査した結果、正常貝は約37%、変形貝および欠殻貝が約41%、へい死等の死貝が約22%となっており、過去の実績と比較しましても外部異常や、へい死率が非常に高くなっておりますので、引き続き関係機関と連携し生育状況を注視してまいります。また近年、全国的に不漁が続く秋サケ漁の平成30年度の漁獲量は約571トンで、前年度に比較し約185トン増加いたしましたが、単価下落により、漁獲額は3億3,312万円となり228万円の増となっております。

次に、商工観光労政関係について申し上げます。中小企業を取り巻く環境は、内閣府が今年3月に発表した景気動向指数によると、景気の基調判断が後退の可能性が高いことを示す「悪化」に下方修正されたこともあり、今後の経営不安を解消することから、本年度も事業経営の安定化を図るため、中小企業特別融資資金の貸付けを関係機関と連携し引き続き実施しております。また、長万部商工会では、会員の高齢化や後継者不足などにより会員数が200を切るなど衰退傾向にあることから、昨年度から後継者対策を含む経営改善等の支援を実施しております。本年度も引き続き地域活性化を図るため、経営改善等の支援を実施いたします。

観光振興では、新たな観光資源の発掘、情報発信を目指すとともに、「はしっこ同盟」や、長万部町、八雲町、今金町、せたな町の「北渡島檜山4町地域連携推進協議会」などの広域連携事業を中心とした活動、取組を一層強化してまいります。

また、長万部観光協会では、JR長万部駅構内に設置されております観光案内所「インフォまんべ」を拠点に、町の観光情報を発信するとともに、道内外での各種観光イベントも積極的に参加し、観光客の誘致に努めております。更に、町を訪れる多くの観光客のみなさんへ長万部温泉や二股ラジウム温泉、飲食店の紹介をはじめ、町内の観光情報を提供しております。今後、法人化を目指す長万部観光協会は、更なる事業の拡大・充実を模索しております。

本町の経済活性化の一環であります合宿等誘致事業は、ゴールデンウィーク期間の合宿等も順調に推移しており、今後とも関係機関と十分な協議を進め、合宿誘致を実施してまいります。

新規学卒者の就職活動は、緩やかに回復した景気の安定と、人手不足などを受けた企業の採用意欲の向上等により改善され、地元高校の3月卒業生の就職率は100%と前年に続き安定を保っております。

次に、建設関係について申し上げます。建築事業では、町営住宅神社下団地非常灯外交換工事が、6月28日までの工期で実施中であります。これは神社下団地の共用部における停電時点灯照明器具等が経年劣化により腐食が進行しているため、交換工事を行うものであります。その他、各公共施設や町営住宅の修繕工事については計画的に実施しております。

土木事業では、国の社会資本整備総合交付金事業を活用して実施する、長万部町橋梁点検調査業務委託は、令和2年1月31日までの工期で業務を実施中であります。これは、法令により国が管

理する橋梁の５年に１度の点検が義務化されているもので、今年度は２４橋の近接目視点検を実施してまいります。中央跨線橋修繕工事につきましては、平成３０年度に修繕実施点検が完了しましたので、今年度は、昨年度に引き続き北海道旅客鉄道株式会社と修繕工事のための協議を実施いたします。

道路維持関係では、町道中山大通線外舗装補修工事を１１月１５日までの工期で発注しております。その他、町道の側溝補修等については計画的に実施しております。また、第２回臨時会において補正予算の議決をいただきましたロータリ除雪車購入の入札を５月２９日に行いましたので、地方自治法の規定により本定例会に購入契約の締結を提案いたしております。

公園関係では、あやめ公園は４月１２日に、長万部公園は４月１９日に、それぞれオープンし、パークゴルフやキャンプなど町内外の多くの方に利用されております。その他、公園管理用刈払機は４月１９日に購入契約を締結し、５月９日に納入されております。

次に、公共下水道事業について申し上げます。終末処理場の汚泥脱水機ケーキホッパー重量計外修繕工事および２号溶存酸素計交換修繕工事は、それぞれ９月１０日までの工期で施工中であります。

次に、ガス事業について申し上げます。ガス本管改良工事の北１２号線外工区および本町２・３号線工区は、それぞれ９月１３日までの工期で施工中であります。

次に、水道事業について申し上げます。静狩地区３号取水井浚渫工事および長万部地区ろ過機ろ材交換工事は、それぞれ９月５日までの工期で施工中であります。

次に、病院事業について申し上げます。前年度に引き続き、新公立病院改革プランにそった形での病院経営の改善に努めております。厳しい経営状態が続いておりますが、医療スタッフの確保に努め、今後も地域に根ざした信頼される町立病院を目指し、健全経営に努めてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。長万部高等学校制服購入費補助は、新入学生の保護者３３名から申請があり、１６３万８８４円を４月２５日に委任払いにより制服納入業者に支出しております。

次に、長万部高等学校通学費補助は、黒松内町、八雲町および森町の通学者２５人から申請があり、２９９万７５０円の支給決定をしております。また、国公立大学および東京理科大学生に対する奨学金の給付や貸付は、国公立大学生５名から申請があり、奨学金運営委員会を開催し給付等の決定をしております。

次に、消防関係について申し上げます。今年５月末現在の火災件数は２件で、ＪＲ鉄道用地と字国縫海浜地で野火が２件発生しております。

救急件数は１０７件、搬送人員は１０１人で、急病が５７件、交通事故が８件、一般負傷が７件、その他転送搬送などが３５件で、うちドクターヘリによる搬送が３件となっております。

火災予防の事業については、春の全道火災予防運動期間中に女性消防団員による街頭啓発、町内全域に１０２本ののぼりを設置、署員による防火広報、ホテルや大型店舗など不特定多数の方が出入りする施設の防火査察を実施したほか一般世帯における防火指導を行い、住宅用火災警報器の適正設置や早めの更新を呼びかけました。

消防団の状況につきましては、３月３１日付で団員５名が退団、４月１日付で２名が入団し、現在の団員数は、基本団員が１０９名、女性団員が１８名、機能別団員が２０名で、計１４７名となっております。

4月に新聞報道されました消防車両の過積載につきましては、当町消防本部が所管する消防車両14台を検査計測したところ、救急車を含む12台の車両に過積載ならびに車両重量の超過が判明いたしました。過去において事故や業務上支障をきたす事態はなかったものの、長期にわたり過積載が常態化していたことは、安全を守る消防機関の車両管理としては不適切であり、誠に遺憾であります。現在、救急車3台、消防車1台の校正が終了し順次法令に適合させ、適正に運用してまいります。

終わりに、本定例会に提案した議案は、専決処分の承認や条例の制定、規約の変更、一般会計補正予算など12件となっております。議案上程の都度、担当説明員から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、行政報告を終わります。

3か所訂正をお願いいたします。2頁目の9行目、「当年度繰越欠損金」と申し上げましたけれど、これは「前年度」でございます。10頁目の25行目、「就職活動」と申しましたが「就職状況」でした。正しくは「就職状況」です。11頁目の10行目、「国が管理する」と申し上げましたが、これも、これは「町が管理する」に訂正をお願いしたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で行政報告を終わります。

◎承認第1号 専決処分の承認について

（令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

○議長（辻義雄） 日程第4、承認第1号専決処分の承認について（令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、承認第1号専決処分の承認について、その内容をご説明申し上げます。この専決処分は、令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年5月31日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

専決処分いたしました補正予算（第1号）は、本年第1回町議会定例会の平成30年度補正予算第4号の説明の中で、交付金額等の確定が年度末になることから専決処分をせざるを得ない旨ご説明していたところであります。このたび、平成30年度の療養費等の支払額が確定し、5,476万8,000円の不足が生じたので、令和元年度本会計より繰上充用するため、補正予算（第1号）を5月31日付で専決処分をし不足額を補填したものであります。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ5,476万8,000円を追加し、補正後の予算総額を8億6,922万4,000円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

歳出は、繰上充用金、補償・補填及び賠償金で、5,476万8,000円の追加で、不足額の補填であります。

歳入は、道支出金、保険給付費等交付金、特別交付金で、同じく5,476万8,000円の追加で繰上充用に係る財源であります。

以上が、承認第1号令和元年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご承認下さるようお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁です。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号 長万部町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例

○議長（辻義雄） 日程第5、議案第1号長万部町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山裕幸） ただいま上程されました、議案第1号長万部町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

この条例は、半島振興法に基づき長万部町産業振興促進計画が策定されたことに伴い、事業者が事業のために用いる機械、建物等を新增設した際の固定資産税を3年間不均一課税にすることができるよう新たに条例を定めるものであります。

第1条は趣旨で、半島振興法に基づき事業の用に供する施設又は設備を新設し又は増設した者について地域の振興に資するため、地方税法第6条第2項の規定により固定資産税の不均一課税について、対象事業を規定するものであります。

第2条は不均一課税で、当該設備等が新たに固定資産税を課されることになった年度から、3年度分の固定資産税の税率を第1年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7と規定するものであります。

第3条は不均一課税の申請で、固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、当該不均一課税を受けようとする年の1月31日までに申請書を町長に提出しなければならない、という規定であります。

第4条は不均一課税の取消で、町長は、不均一課税の適用を受ける者が第2条の規定による不均一課税の要件を欠くことが明らかになったとき。また、虚偽の申請その他不正の行為があったときは、当該不均一課税を取り消すことができる規定であります。

第5条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項は町長が規則で定めるという規定であります。

附則第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行するというものであります。

附則第2条は条例の失効で、この条例は令和7年3月31日限り、その効力を失う。というものであります。

以上がただいま上程されました、議案第1号長万部町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の内容であります。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第6、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の支給額を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

別表1、投票所の投票管理者の項、報酬額の欄中「1万2,600円」を「1万2,800円」に改め、同表、期日前投票所の投票管理者の項、報酬額の欄中「1万1,100円」を「1万1,300円」に改め、同表、選挙長・開票管理者の項、報酬額の欄中「1万600円」を「1万800円」に改め、同表投票所の投票立会人の項、報酬額の欄中「1万700円」を「1万900円」に改め、同表、期日前投票所の投票立会人の項、報酬額の欄中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表開票・選挙立会人の項、報酬額の欄中「8,800円」を「8,900円」に改めるものであります。附則として、この条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上がただいま上程されました、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 3 号 長万部町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 7、議案第 3 号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第 3 号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための関係法律の整備に関する法律により介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の第 1 号被保険者の保険料軽減強化を行う仕組みが設けられ、消費税率 8 %への引上げに伴い第 1 段階の保険料軽減を平成 27 年度から実施しておりますが、本年 10 月の消費税率 10 %への引上げに合わせ、第 1 段階の軽減割合を増加するとともに、第 1 段階のみであった軽減対象者を第 3 段階までに拡大し、段階的に保険料の軽減強化を図るものであります。改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後、右欄が改正前、下線部分が改正する内容であります。

第 5 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改めます。これは改元に伴う改正であります。

次に、同条第 3 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和元年度から令和 2 年度まで」に、「2 万 9,700 円」を「2 万 4,800 円」に改め、同条に次の 2 項を加えます。

第 4 項として、「前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2 万 4,800 円」とあるのは、「4 万 1,300 円」と読み替えるものとする。」

第 5 項として、「第 3 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 3 項中「2 万 4,800 円」とあるのは、「4 万 7,900 円」と読み替えるものとする。」

この改正により、令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率は、所得段階第 1 段階が「2 万 9,700 円」から「2 万 4,800 円」となり 4,900 円、第 2 段階が「4 万 9,500 円」から「4 万 1,300 円」となり 8,200 円、第 3 段階が「4 万 9,500 円」から「4 万 7,900 円」となり 1,600 円がそれぞれ軽減となります。

附則として、第 1 項は施行期日で、「この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長万部町介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。」というものであります。

第 2 項は経過措置で、「改正後の条例第 5 条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成

30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。」というものであります。

なお、参考までに申し上げますが、本年度における保険料軽減強化につきましては、本年10月以降の消費税率引上げによる財源の手当であることを反映し、来年度以降の完全実施における軽減幅の半分の水準に設定されております。来年度以降の完全実施における軽減幅については、改めて政令の改正が行われる予定となっているため、政令が改正された際には再度条例改正が必要となりますので、あらかじめご承知おき願います。

以上がただいま上程されました、議案第3号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第4号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第8、議案第4号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中田消防長。

○消防長（中田義之） ただいま上程されました、議案第4号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、長万部町火災予防条例について、文言の修正など所要の改正を行うものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第16条は避雷設備で、第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めます。

第29条の5は設置の免除で、同条第1号中、「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に第6号として、「第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に、特定小規模施設用自動火災通知設備を、特定小規模施設に関する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき」を加えるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は令和元年7月1日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第４号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

失礼しました。第６号の２行目、「特定小規模施設用自動火災通知設備」を「特定小規模施設用自動火災報知設備」に変更するということです。以上であります。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第５号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（辻義雄） 日程第９、議案第５号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第５号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由をご説明いたします。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、組織団体の各町村議会での規約の変更等が必要であります。

このたび、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から、「池北三町行政事務組合」「日高地区交通災害共済組合」「十勝環境複合事務組合」「北空知葬斎組合」が脱退したことに伴い、別表第１を改めることについて協議するための提案であります。内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

別表第１中、「池北三町行政事務組合」「日高地区交通災害共済組合」「十勝環境複合事務組合」「北空知葬斎組合」を削ります。

附則としてこの規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 6 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

○議長（辻義雄） 日程第 10、議案第 6 号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第 6 号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、提案理由をご説明いたします。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、組織団体の各市町村議会での規約の変更等が必要であります。

このたび、北海道市町村総合事務組合から、「北空知葬斎組合」「日高地区交通災害共済組合」「池北三町行政事務組合」が脱退したことに伴い、別表第 1 および別表第 2 を改めることについて協議するための提案であります。内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

別表第 1 空知総合振興局（33）の項中「（33）」を「（32）」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中、「（16）」を「（15）」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中、「（24）」を「（23）」に改め、「池北三町行政事務組合」を削ります。

別表第 2 の 9 の項中、「北空知葬斎組合」「日高地区交通災害共済組合」および「池北三町行政事務組合」を削ります。

附則としてこの規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、北海道市町村総合事務組合理約の変更についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（辻義雄） 日程第11、議案第7号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第7号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由をご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、組織団体の各市町村議会での規約の変更等が必要であります。

このたび、北海道市町村職員退職手当組合から、「北空知葬斎組合」「日高地区交通災害共済組合」「池北三町行政事務組合」が脱退したことに伴い、別表（2）を改めることについて協議するための提案であります。内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中、「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中、「、池北三町行政事務組合」を削るものであります。

附則として、この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第8号 辺地総合整備計画の策定について

○議長（辻義雄） 日程第12、議案第8号辺地総合整備計画の策定についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第8号辺地総合整備計画の策定について、提案理由と内容につきましてご説明いたします。

この辺地総合整備計画は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、令和元年度から令和5年度までの5年間の公共的施設の総合整備計画を策定し、知事との協議を終えた後に、議会の議決を得た総合整備計画書を総務大臣に提出するものであります。この辺地総合整備計画書に基づいて整備を行う公共的施設につきましては、地方交付税措置のある辺地対策事業債の対象となります。

今回の公共的施設の整備計画につきましては、令和元年5月7日付で知事との協議が整いましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

総合整備計画書をご覧ください。辺地名につきましては双葉・蕨岱辺地で、項目1の辺地の概況、2の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、記載のとおりであります。

3の公共的施設の整備計画につきましては、令和元年度から令和5年度までの5年間において、交通道路の整備として知岱橋の改修工事を行うもので、事業費は2,800万円、財源内訳は、特定財源が1,786万4,000円、一般財源が1,013万6,000円で、一般財源のうち辺地対策事業債の充当予定額は1,010万円であります。

以上がただいま上程されました、辺地総合整備計画の策定についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第9号 工事請負契約の締結について

○議長（辻義雄） 日程第13、議案第9号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第9号工事請負契約の締結について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、5,000万円以上の工事請負契約を締結する場合は、議会の議決を得なければならないこととさ

れており、提案するものであります。議案の内容につきましては、議案の中の表で示しております。

契約の目的は、長万部町防災行政情報伝達システム整備事業デジタル同報無線システム整備工事であります。工事の主な概要は、お手元に配付しております「長万部町防災行政情報伝達システム整備事業デジタル同報無線システム整備工事概要」によりご説明いたします。

はじめに１、送信局につきましては、写万岳登山口に設置するもので、①中継局舎基礎据付設備工事、②非常用発電機基礎据付設備工事、③鋼管柱基礎建方工事、④空中線付帯設備工事、⑤フェンス工事を実施するものであります。

２、主配信局は役場庁舎に設置し、①通信機器付帯設備工事、②既設空中線改修工事の実施となります。

３、副配信局は学習文化センターおよび消防本部の２か所に設置するもので、①空中線付帯設備工事のほか、学習文化センターにつきましては②通信機器付帯設備工事を実施いたします。

４、屋外拡声子局はあやめ公園、温泉、消防、ふれあい公園、東京理科大学、長万部公園、静狩漁港、長万部漁港、大中漁港、国縫漁港の１０か所に整備するもので、①鋼管柱基礎建方工事、②空中線スピーカー付帯設備工事を実施いたします。

５、戸別受信機につきましては、防災ラジオを３，１７０台、屋内アンテナを１５０台整備するものであります。

議案をご覧ください。去る４月２４日に指名業者２社で入札を執行したところ、議案のとおり落札いたしました。契約金額は２億６，１８０万円、契約の相手方は、札幌市北区北六条西６丁目２番地、電気興業株式会社北海道支店、支店長齊藤亮一であります。工期は令和２年３月１９日までで、落札率は９８．７％でありました。なお、この事業には特定財源として緊急防災減災事業債の充当を予定しております。

以上がただいま上程されました、議案第９号工事請負契約についての提案理由と内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第１０号 財産の取得について

○議長（辻義雄） 日程第１４、議案第１０号財産の取得についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） ただいま上程されました議案第１０号財産の取得について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由は、地方自治法第９６条第１項第８号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、７００万円以上の財産を取得する場合は議会の議決に付さなければならないことから提案するものであります。

議案の内容は、議案の中の表で示しておりますとおり、取得財産はロータリ除雪車であります。

この取得財産の主な概要は、現在、町が所有している除雪機械７台のうち平成１８年度購入のロータリ除雪車１１トン、走行距離５万４、５１８キロメートル、走行時間８、９０７時間、約１２年間使用した除雪車を下取り車として、新車納入による交換契約方法により取得するものであります。

去る５月２９日、指名業者７社で入札を執行したところ、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニーが落札いたしました。取得金額は２、８３２万５、０００円、取得の相手方は、北海道石狩市新港西３丁目７３７番地１３、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー、社長松元秀憲であります。納入期限は令和２年３月３１日までであり、納入除雪車の機種性能は、ロータリ装置および汎用プラウ付き、全長６．９４メートル、全幅２．３７メートル、全高３．１３メートル、重量１１トン、最小回転半径５．１メートル、最高出力９４キロワット、乗車定員２名で、ロータリ装置の最大除雪幅は２．５０メートルとなっております。なお、この除雪車は、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し購入いたします。

以上がただいま上程されました、議案第１０号財産の取得についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

柏倉議員。

○議員（９番 柏倉恵里子） 下取価格をお伺いいたします。

○議長（辻義雄） 神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） 落札業者による下取価格につきましては、税抜で３２０万円であります。以上です。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

辻紀樹議員。

○議員（２番 辻紀樹） 納入が３月３１日までとなっておりますが、今年度除雪にこれ使用できないということですか。

○議長（辻義雄） 神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） あくまでも最大限見積もっての納期限としておりますので、大体目安としてはシーズンに間に合うような形で進んでいるところであります。以上です。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 11 号 令和元年度長万部町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（辻義雄） 日程第 15、議案第 11 号令和元年度長万部町一般会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第 11 号令和元年度長万部町一般会計補正予算（第 2 号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ 6,745 万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を 49 億 5,309 万 7,000 円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により歳出からご説明いたします。

総務費は 184 万 1,000 円の追加であります。財産管理費、委託料 54 万円の追加は、測量調査設計委託で、国縫振興会館の移転新築に伴い、旧国縫小学校敷地内に未登記の国有地が所在することが確認されたことから、登記のための測量調査設計を委託するものであります。企画費、報償費 25 万 6,000 円、旅費 12 万 5,000 円、需用費 45 万 1,000 円は、シャクシャインロード事業の実施に伴う関係費用で、報償費はワークショップおよび歴史講演開催に係る講師謝礼、旅費は各種打合せやアイヌ民族文化祭に係る普通旅費、需用費はシャクシャインロード PR 用の、のぼり旗等の購入に係る消耗品費であります。負担金・補助及び交付金 18 万 3,000 円は、生活交通通学定期運賃補助で、檜山北高校への通学者の増による計上であります。

歳入では、18 繰入金、生活交通確保対策基金繰入金で歳出同額の 18 万 3,000 円を計上いたしました。

税務総務費は、給料が 22 万 4,000 円の追加、職員手当等が 11 万 6,000 円の減額、共済費が 16 万 8,000 円の追加で、いずれも職員の異動に伴う人件費の整理であります。以下、他の科目における人件費も、同様の理由により整理いたしました。

参議院議員選挙費、報酬 1 万円の追加は管理者等および立会人に係る報酬で、支給額改定に伴う計上であります。

民生費は 1,245 万 8,000 円の追加であります。社会福祉総務費は、給料が 132 万 5,000 円の追加、職員手当等が 26 万 8,000 円の追加、共済費が 48 万 6,000 円の追加。児童措置費は、給料が 420 万 7,000 円の追加、職員手当等が 194 万 1,000 円の追加、共済費が 203 万 1,000 円の追加で、委託料 220 万円の追加は、10 月からの幼児教育無償化に伴う、子ども・子育て支援システム改修委託費用の計上であります。

衛生費は 2,115 万円の追加であります。保健衛生総務費は、職員手当等が 38 万円の追加。環境衛生費、委託料 77 万円の追加は葬斎場管理委託で、葬斎場管理人の欠勤等に対応するため追加計上するものであります。ごみ処理費、委託料 2,000 万円の追加は、海岸漂着物回収・処理業務委託で、静狩・旭浜・長万部地区の海岸ごみの回収・処理委託であります。

歳入では、15 道支出金、衛生費道補助金、海岸漂着物対策事業で、1,600 万円を計上いたしました。

農林水産業費は280万3,000円の追加であります。農業総務費は、職員手当等が10万7,000円の追加。農地費、需用費36万5,000円の追加は、道営事業の監督日数の増に伴うもので、内訳は消耗品費が19万7,000円の追加、印刷費が12万円の追加、燃料費が4万8,000円の追加であります。

歳入では、15道支出金、農林水産業費道委託金、道営事業監督委託金で、歳出同額の36万5,000円を計上いたしました。

分収造林事業費、旅費8万8,000円の追加は普通旅費、需用費10万2,000円の追加は消耗品費、工事請負費214万1,000円の追加は豊津・国縫団地保育間伐外で、国縫団地の19.27ヘクタールについて、除伐事業を実施するものであります。

歳入では、19諸収入、雑入、分収造林収入で、214万円を計上いたしました。

商工費は2,020万3,000円の追加であります。商工総務費10万円の追加は、消費者相談員研修会に係る普通旅費で、歳入では15道支出金、商工費道補助金、消費者行政強化事業で歳出同額の10万円を計上いたしました。商工振興費2,000万円の追加は商工事業者経営改善等支援補助で、200万円を上限に、事業費の2分の1以内を補助するものであります。観光費、旅費5万2,000円は普通旅費で、さっぽろオータムフェスト参加業者の増による追加、使用料及び賃借料5万1,000円の追加はブース使用料で、テントブース使用料の改定およびキャッシュレス化による端末リースの使用料の計上であります。

土木費は128万9,000円の追加であります。土木総務費は、給料が307万5,000円の減額、職員手当等が142万7,000円の減額、共済費が143万9,000円の減額であります。住宅建設費、委託料は723万円の追加で、内訳は計画策定委託が638万円の追加で、長万部町住生活基本計画及び公営住宅長寿命化計画策定業務委託。支障物件調査委託が35万円の追加で、南部団地移転候補地補償物件調査業務委託。不動産鑑定委託が50万円の追加で、南部団地移転候補地不動産鑑定評価業務委託であります。

消防費は22万3,000円の追加であります。常備消防費、委託料22万3,000円の追加は、無線基地局定期検査委託で、本年4月15日付で北海道総合通信局から無線局定期検査実施通知があったことから、追加計上するものであります。

教育費は748万8,000円の追加であります。事務局費、給料は36万6,000円の減額、職員手当等は40万1,000円の減額、共済費は20万9,000円の減額。社会教育総務費は、給料が422万円の追加、職員手当等が293万7,000円の追加、共済費が211万2,000円の追加。学校給食センター費は、給料が17万3,000円の減額、職員手当等が48万2,000円の減額、共済費が15万円の減額であります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

14国庫支出金、総務費国庫補助金、番号制度システム整備事業161万6,000円の追加は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、中間サーバーに係る次期システム整備について措置されるものであります。

18繰入金、財政調整基金繰入金は4,705万1,000円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、6億5,374万6,000円となります。

以上がただいま上程されました、令和元年度長万部町一般会計補正予算（第2号）の内容であり

ます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに総務費、6 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

総務費を終わります。

次に民生費、7 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

民生費を終わります。

次に衛生費、8 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

衛生費を終わります。

次に農林水産業費、8 頁から 9 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

農林水産業費を終わります。

次に商工費、9 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

商工費を終わります。

次に土木費、9 頁から 10 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

土木費を終わります。

次に消防費、10 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

消防費を終わります。

次に教育費、10 頁から 11 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

教育費を終わります。

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに国庫支出金、4 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

国庫支出金を終わります。

次に道支出金、4 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

道支出金を終わります。

次に繰入金、5 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

繰入金を終わります。

次に諸収入、5 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

諸収入を終わります。

以上で歳入を終わります。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎休会の決定

○議長（辻義雄） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により6月14日から17日までの4日間を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって6月14日から17日までの4日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は6月18日午前10時から再開いたしますのでご承知おき願います。

◎散会宣告

○議長（辻義雄） 本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

11時21分 散会
